

「新潟県中越地震」を利用した詐欺事件の被害防止のための広報啓発及び
捜査の推進について

これまでに「新潟県中越地震」を利用した詐欺事件が発生し、今後、被害の拡大が懸念されることなどから、警察庁では、平成16年10月28日、全国の都道府県警察に対して、生活安全企画課長・捜査第二課長の連名による通達を発出し、この種犯罪の被害防止のための広報啓発及び捜査の推進について指示した。

1 認知状況

自衛隊員をかたる者が、被災者の男性に電話で、家族が交通事故を起こしたので被害者をヘリコプターで緊急輸送する必要があるとして振込みをさせ、約300万円をだましとった(10月27日発生 新潟県)。

テレビの安否情報番組で知人の消息確認を求めた女性に対して、電話で消防関係者をかたり、その知人が現金の振込みを要求しているとして金をだましとろうとした(10月25日発生 東京)。

2 対策(通達の概要)

(1) 広報啓発の推進

(広報重点)

自衛隊員、消防署員などの公務員が災害支援等に関して現金の振込みを依頼することはしないこと。

相手が公務員を名乗る場合は、相手の所属と氏名を聞き、一旦電話を切ってから所属先に本人かどうか確認すること。

電話を切った後、本人やその家族等と連絡をとり、事実を確認すること。

確認がとれない場合はお金を振り込まないこと。

不審に思ったらすぐに警察に相談すること。

(2) 迅速かつ的確な捜査の実施